

## 1. 議事日程

[平成21年第3回安芸高田市議会9月定例会第27日目]

平成21年10月 6日  
午前 10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  | 認定第1号 平成20年度安芸高田市一般会計決算の認定について                     |
| 日程第3  | 認定第2号 平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について               |
| 日程第4  | 認定第3号 平成20年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について                 |
| 日程第5  | 認定第4号 平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について              |
| 日程第6  | 認定第5号 平成20年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について                 |
| 日程第7  | 認定第6号 平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について               |
| 日程第8  | 認定第7号 平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について              |
| 日程第9  | 認定第8号 平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について        |
| 日程第10 | 認定第9号 平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について             |
| 日程第11 | 認定第10号 平成20年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について             |
| 日程第12 | 認定第11号 平成20年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について     |
| 日程第13 | 認定第12号 平成20年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について              |
| 日程第14 | 認定第13号 平成20年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について             |
| 日程第15 | 認定第14号 平成20年度安芸高田市水道事業決算の認定について                    |
| 日程第16 | 議案第71号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について<br>【安芸高田市高宮青空市・湯の森店】 |
| 日程第17 | 議案第73号 財産の取得について<br>【雇用促進住宅吉田郡山宿舍】                 |
| 日程第18 | 議案第74号 安芸高田市有住宅条例                                  |
| 日程第19 | 請願第1号 JR芸備線 向原駅・甲立駅の昇降設備を設置することについて                |
| 日程第20 | 発議第6号 天皇陛下御即位二十年を奉祝する賀詞の決議について                     |
| 日程第21 | 発議第7号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める決議について                 |

日程第22 議員派遣の件について

日程第23 閉会中の継続審査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等 之
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
----	---------	----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤 勝	総務企画部長	清 水 盤
市 民 部 長	山 本 数 博	福祉保健部長	重 本 邦 明
産 業 振 興 部 長	金 岡 英 雄	建 設 部 長	廣 政 克 行
消 防 本 部 消 防 長	光 下 正 則	教 育 次 長	田 丸 孝 二
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	八 千 代 支 所 長	藤 本 宏 良
美 土 里 支 所 長	長 井 敏	高 宮 支 所 長	宮 木 雅 之
甲 田 支 所 長	深 本 正 博	向 原 支 所 長	三 上 信 行
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	沖 野 文 雄	行 政 経 営 課 長	武 岡 隆 文
政 策 企 画 課 長	竹 本 峰 昭		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事 務 局 長	益 田 博 志	事 務 局 次 長	西 原 裕 文
主 査	森 岡 雅 昭	主 任	倉 田 英 治



午前 10時00分 開会

○藤井議長 皆さん、おはようございます。時間が参りました。  
ただいまの出席議員は20名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。  
和田議員から9月11日の本会議、一般質問における発言の一部の訂正の申し出（「21年度一般会計当初予算に対する人件費の割合が97.9%となっている」の発言のうち「97.9%」を「19.5%」に訂正）がありました。皆さんのお手元に発言訂正申し出の写しを配付しておりますが、内容としては、数値の言い間違いと判断し、会議規則第64条により、訂正の許可をいたしましたので、御報告いたします。

続いて、他の諸般の報告を議会事務局長よりいただきます。

事務局長、益田博志君。

○益田事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、監査委員より、平成21年8月分の例月出納検査結果の報告がありました。

第2点、教育委員長より、平成20年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価報告書が教育行政評価委員会の意見を付して提出されています。それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。また、本定例会に決算認定審議に関連して提出されました資料の平成20年度主要施策の成果に関する説明書について、9月24日付で市長からお手元に配付の申し出書のとおり、数値の正誤について申し出があり、これを了承いたしましたので、正誤表のとおり御訂正ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において5番 和田一雄君及び6番 水戸眞悟君を指名いたします。

続いて、本日の会議の運営について、先日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長、金行哲昭君の報告を求めます。

○金行議会運営委員長 報告します。

平成21年度第3回定例会の運営につきまして、去る10月2日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元の日程のとおりですが、まず決算審査特別委員会に付託されておりました決算の認定14件及び産業建

設常任委員会に付託されておりました議案第71号、73号、74号の3件につきまして、それぞれ委員長報告後、一括審議といたします。

次に、総務企画常任委員会に付託されておりました請願第1号につきまして、委員長報告の後、審議いたします。

続いて、発議案第6号「天皇陛下御即位二十年を奉祝する賀詞の決議について」につきましては、秋田議員が提出者として発議されます。

次に、発議案第7号「地方自治の継続性を守るための予算執行を求める決議について」につきましては、塚本議員が提出者として発議されます。

続いて、議員派遣の件についてと閉会中の継続審議の件につきましては上程されます。

以上、報告を終わります。

○藤井議長 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

- 日程第2 認定第1号 平成20年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第4 認定第3号 平成20年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第5 認定第4号 平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第6 認定第5号 平成20年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第7 認定第6号 平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第7号 平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第8号 平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第9号 平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第10号 平成20年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第11号 平成20年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第12号 平成20年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第13号 平成20年度安芸高田市飲料水供給事業特

別会計決算の認定について

日程第15 認定第14号 平成20年度安芸高田市水道事業決算の認定について

○藤井議長 日程第2、認定第1号「平成20年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第15、認定第14号「平成20年度安芸高田市水道事業決算の認定について」の件まで、14件を一括して議題といたします。

本14件は、決算審査特別委員会に付託されましたので、委員長の報告を求めます。

14番 青原敏治君。

○青原議員 それでは委員長報告をいたします。

平成21年9月10日付で本委員会に付託された議案の審査の結果を次のとおり報告をいたします。

付託されました下記案件につき、9月24日、29日、30日の3日間、特別委員会を開催し、市長、副市長及び教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、歳入歳出予算執行の結果を総合的に確認し、予算効果と行政効果を客観的に慎重に検証いたしました。審査を通じて出された特徴的な質疑とその答弁は、次のとおりであります。

まず、財政指標の状況の中で、財政健全化判断比率の一つである実質公債費比率が前年度より0.1%上昇している。比率を下げるための方策はあるかと質疑に対し、改善の方向として、比率の高い物件から繰り上げ償還する方法を財政状況を見ながら実施することも検討し、公債費比率の抑制を図っていきたいとの答弁がありました。

新規事業の地上波デジタル放送可視エリア調査の実施状況についての質疑に対し、市内のテレビ共同受信施設の把握と受信状況を調べた結果、市内95施設の受信組合のうち、デジタル改修完了施設と改修しなくても受信可能な施設が31施設あり、残る64施設について、平成23年7月までに改修する計画との答弁がありました。

税の滞納整理について、税の公平性から職員の徴収技術の向上を図るための研修の等の課題はとの質疑に対し、滞納整理に当たり、職員が納税不能者と対面した際の対応として、督促や差し押さえだけの対応でなく、納税不能者が生計を維持しながら納税できるよう試算のできる技術についての向上が図れるような研修を、福祉保健部と連携し計画しているとの答弁がありました。

ごみの不法投棄防止の監視カメラ設置について、効果と今後の取り組みについての質疑に対し、監視カメラを20年度で2台設置し、21年度は3台設置を予定している。実際、監視カメラを設置した場所は不法投棄が減少した。また、県が設置した鳥居型の警告表示等についても不法投棄が減少しており、今後も効果があると思われるものには積極的に実施したいとの答弁がありました。

健康診断について、特定健診の結果と効果についての質疑に対しては、健診受診率は43.1%で県内トップの受診率でありながら、結果に基づい

ての特定保健指導については指導率が12%と低いと、啓発等を行い、指導率を上げていきたいとの答弁がありました。

子育て支援事業において、放課後児童クラブの各施設で、前年度より人数が増加した施設が数カ所あるが、定員オーバーした施設があるのか、またオーバーした場合の対応についての質疑に対し、定員よりオーバーした施設が3施設あるが、実際には登録しても来ない児童がいるため、定員内での運用となっているとの答弁がありました。

市営住宅に関して、年々老朽化が進んでいるが、使用料金を改定する必要はないのかという質疑に対し、公営住宅は国の計算方法に基づき、入居者の収入により使用料金が決まる仕組みであり、市独自では決定できない旨の答弁がありました。

また、耐用年数を超えた住宅を早い時期に政策空き家として処分し、跡地活用を図るべきという意見が出され、市民の意向を踏まえながら、児童公園や市営駐車場として活用することも検討したい旨の答弁がありました。

福祉・教育については、重点施策も上げられているが、建設関係の投資的経費1割減、維持修繕についてはほとんど変わらない状況で、20年度は相当投資的経費は下がっている。今、建設業者は相当厳しい経営状況にあり、安芸高田市の発展と市民生活向上のための雇用対策、若者定住など総合的に考えてきたこの決算を受けて、22年度予算にどのように反映していくかということも考える必要があるとの意見がありました。

また、土木職員研修費があるが、職員数が減り、専門技術がますます要求される中で、今後新たに専門職を採用される意向があるのかとの問いに対し、専門職は権限移譲などで専門的な業務がふえる。その一方、人員削減計画があり、新規職員採用も難しい状況があり、一時的に専門職の方に助けていただく方法を考えていきたい。安芸高田市の業務停滞がないように、資格者などの人材活用を臨時的にも行うなど、幅を持った計画を考えているとの答弁がありました。

上下水道事業について、17年度から21年度までの行革集中改革プランの中に、公営企業等の繰出金及び一部事務組合への負担金を抑制し、受益者負担の適正化により繰出金の抑制を図るとあるが、20年度決算あるいは前年度決算の関係で、特別会計の財政の動きを見ると、繰出金については金額は少なくなっているものがある。歳入の構成比率で見るとふえてきている。この繰出金とそれぞれの特別会計における今後のあり方としては、どのように考えられているのかとの質疑に対し、特別会計独自の運営は当然必要で、処理区、給水区の加入率を上げていくことが一番大きな課題であり、水道については昨年度から料金の統一が始まり、下水も進めているが、当然料金が間に合うかどうか三、四年で見直しを行う。加入率を100%に持っていくことが大きな目的であるとの答弁がありました。

また、連結決算との関連について質疑があり、財政健全化法により公

債費、特別会計への繰出金、一部組合の負担金、標準財政規模130数億円の割合が実質公債費比率で出てくるシステムになっており、以前のように足らざるは一般会計から補うという意識は完全に排除してとの答弁がありました。

また、受益者負担の適正化により、例えば一般会計依存はいけないという中で、繰出金の抑制をし、受益者負担が増大するということがなかなか難しい面もあろうかと思うが、市民にこうした現状、財政事情を情報開示と周知を行革大綱などをもとにしっかり行うことが今極めて大事だという意見がありました。

農政に関して、担い手や法人の育成を盛んに言われているが、なかなか推進しないということについて質疑があり、市内の先進事例をPRしながら、集落の話し合いを推進するよう指導するとの答弁がありました。

また、アグリフーズの経営状況について質疑があり、これまでの取引先が廃業などにより減少したことなどにより20年度は赤字経営であったが、21年度は取引先をマツダスタジアム、県庁地下、大手回転すし店などに拡大し、21年4月から9月期には、対前年比15%増の売り上げとなっていることに加え、援農甲立ファームと連携し、健康5色粥などの介護食などに取り組んでいるとの答弁がありました。

野菜供給の面では、農家が供給できる品目について、農家への働きかけが弱いのではないかという質疑に対し、生産体制そのものが弱体し、その中で維持拡大するのは大きな課題で、担い手のグループ化、集団化に取り組む必要がある。大規模産地に対抗できる品目をJA広島北部農協と連携し、絞り込み、出荷体制を整えるとの答弁がありました。

また、安芸高田市のブロッコリーやアスパラなど特産品の生産体制などを強化し、ブランド力を高め、県北地域または県全体の地産地消としての連携をとりながら推進することも視野に入れる旨の答弁がありました。

指定管理など、市が経営し負担している地域の公園についても、当初の役割は果たしたという考えを持ち、市の負担を整理していくことも地域住民との協働の視点からも必要ではないかという質疑に対し、つくられた当時はそれなりの目的で地域活性化に寄与したが、10数年たって、機能、老朽化の問題もあるので、今後の課題としてこの施設をどういう方向に扱っていくのか、地域の方も含め議論していきたいとの答弁がありました。

教育関係では、本市の基礎学力調査において、応用力に課題があるとの結果があるが、各学校の図書整備との関連性があるのではないかという質疑に対し、図書館整備は20年度から25年度の6カ年計画を立て、すべての学校で学校図書館図書標準100%になるように計画しているが、緊急経済対策を活用し、2年度分の予算を各校に配分し、1年前倒しで100%になるようにしている。こうした図書の整備とあわせ、年間読書指導計画、事業での図書館活用計画を基本に、本を読むことを推進し、

資料を読み解く力など応用力をつけるよう取り組む旨の答弁がありました。

安芸高田少年自然の家について、10月から3月までの下期には利用者が極端に少ないが、その対策についての問いに対し、調整監が県内の小・中学校を含め、営業活動に努めているが、この時期はなかなか活用機会がないのが実態で、今後ハンドボールやサッカーの合宿に活用されるよう検討している旨の答弁がありました。

社会体育施設の今後の管理運営についての質疑があり、20年度からスポーツ振興会議を設置し、社会体育施設の老朽化に市全体としてどう対応するか検討しているが、プールについては各町一つに整理する方向性であり、また、他の施設についても改修、廃止、使用目的の変更なども検討されているとの答弁がありました。

なお、認定第1号「平成20年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件で、反対討論として、葬斎場建設に関して、第2次行革推進大綱に民間でできるものは民間に任せるとある中で逆行しており、また市政問題として民意を反映されていないと考えるので、反対するとの討論がありました。

審査の結果につきましては、付託されました認定第1号「平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定について」から認定第14号「平成21年度安芸高田市水道事業決算の認定について」までの14件の認定議案について採決しました結果、すべて原案のとおり認定すべきものと決しました。

今後も財政運営方針・財政健全化計画に基づき、歳出削減対策を講じるとともに、選択と集中の視点に立った施策の重点化により効率的な行政運営を推進されるに当たって、本委員会での審査内容が十分反映されることを望み、委員長報告といたします。

○藤井議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時24分 休憩

午前 10時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて再開をさせていただきます。

先ほどの決算の委員長報告で訂正がございますので、委員長の報告を求めます。

14番 青原敏治君。

○青原議員 先ほどの委員長報告の中で、審査結果につきまして、付託された認定第1号、平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定からということなのですが、平成20年度の誤りでございますので、訂正しておわびを申し上げます。その次の水道会計につきましても、20年度の決算認定についてでございますので、あわせて訂正をさせていただきます。以上です。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はあ



りませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員会において反対討論がありました認定第1号「平成20年度安芸高田市一般会計決算の認定について」に対する討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

8番 亀岡等君。

○亀岡議員

先ほど、審査特別委員会の委員長からも報告がございましたように、特別委員会における反対討論を行いました。改めまして、本会議の席上におきまして反対討論を行いたいと思います。

認定第1号の一般会計の決算の認定につきましては、当会計に含まれている葬斎場利用の推進に関係して反対討論を行うものであります。

その理由といたしましては、葬斎場計画にある葬儀式場併設についてでございます。この件につきましてはの大多数の市民の意向は、民間2社による葬儀式場があり、市が今さら建設する必要はない。それよりも火葬場を早く整備してほしいということでございます。しかし、そうした民意が全く反映されることなくこの事業が進められておりますことは、まことに遺憾なことであります。こうした必要のない施設の建設は財政のむだ遣いであり、今日行政として最も改めるべきことではないかと考えます。

先般策定されました本市の第2次行政改革大綱におきましても、民間でできることは民間に任せるという基本的な考え方もうたい込まれておりますし、19年9月に定められた財政健全化計画の中では、既に決定されている事業の見直しが必要であることも示されております。不要な葬儀式場の建設はまさにみずから策定し示した方針に真っ向から反する行為ではないでしょうか。今、市政にとって最も重要なことは、民意の尊重であり、民意の反映であります。そこにこそ市民と行政の協働のまちづくりがあると言えましょう。

こうしたことを度外視されてきた点を指摘をし、市民と心の通い合う市政を強く求める立場から、認定第1号に反対を表明するものでございます。以上です。

○藤井議長

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

17番 今村義照君。

○今村議員

さきの決算認定に当たり、賛成の討論をするものでございます。

まず1点は、行財政改革の推進に当たって、その大綱の中で今後の行政運営に大きな課題となる行政と市民のパートナーシップ、すなわち協働のまちづくりのツールとして行政評価システムの導入についての問題に触れたいと思います。

このことは、監査委員の決算審査意見書の中でも、まとめて行政評価

制度について20年度は行政評価制度が本格的に導入され、施策評価が実施されている。そして、その結果、職員が個々の事務事業に対し、より効果的な事務事業のあり方を追求するような意識に変わってきたと。そして、そのような意識が醸成されつつあるように思うということでございます。さらに、これを完成させるために、目標である市民満足度の高い行政運営、あるいは透明度の高い行政経営に向けて、本制度のさらなる効果的な活用を、活用されることが肝要であるというふうに述べられております。

執行部の方の主要施策の成果に係る説明書の中では、この行政評価システムの導入、構築については、18年度においては導入目的の明確化あるいは体制の確立、事務事業の体系化、そして評価シート設計などを行ってきた。19年度にはすべての事務事業についての評価を実施、さらに20年度では各課1施策の施策評価を試行的に実施したとございます。

さらに、そのことは事務事業評価の仕組みは、決算審査、予算査定における説明資料として活用し、また施策体系及び事務評価、事業評価のシートはすべてホームページに公表したとございます。そのことについて、私もホームページを見てみましたが、導入については遅々ではございますが、まず一歩ずつ前進をしていることは事実でございます。ただ、残念なことに、当制度の本来の趣旨である市民本位、すなわち市民ニーズをいかに政策に反映させ行政と市民相互で評価し合う、そういったことにはまだ到達は至っておりません。

これまで内部評価にとどまり、共通の目標設定を行政評価に反映させる視点の欠如というのは若干あるようでございますが、そしてそのことは市民に対する情報公開の不足の面もでございます。

先ほど、反対討論の中でございました火葬場の問題にしても、もしこの施策評価システムを駆使して、市民ニーズの引き出し、あるいはそれに向けた市の事業、施策の執行を進めていけば、私は一気にその方向性は示されてくるのではなかろうかというふうに考えるものでございます。

行政評価システムが真の意味で行政の内部評価から脱却し、市民ニーズを政策に反映させる方向性を次年度及び次々年度に予算編成あるいは事業執行、政策に展開されることと存じまして、賛成討論といたします。以上でございます。

○藤井議長 続いて、本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(反対討論なし)

○藤井議長 反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

16番 入本和男君。

○入本議員 平成20年度安芸高田市一般会計決算の認定に賛成するものでございます。

私は委員外でございましたけど、20年度の決算特別委員会におきまし

てはスムーズに審査が行われましたことをまずもって認めざるを得ないと思います。

21年度におきましても、浜田市長のマニフェストが既に実行に移され執行されている状況でもございます。しかし、成果表の課題と成果のところの表現でございますが、表現の中に、例えば増加に努めることが重要であるという表現は、あたかも他人が言った表現であり、自己判断なら、努めるというような表現にすべきだと私は思うわけでございます。成果においては、したということにちゃんと文章化してありますし、課題については重要であるという他人的な表現は今後見直す必要があろうかと思えます。また、成果、課題についても、教育委員会並びに他の行政とまとめ方の体系がまちまちであるという、そのあたりも、やはり横の連絡も必要でありますので統一されることを望むわけでございます。

今後、この度の監査委員並びに決算委員長の報告を意見を真摯に受けとめられまして、22年度の予算反映にされることを意見して賛成するものでございます。以上です。

○藤井議長 引き続き討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認めます。  
以上で、認定第1号に対する討論を終結いたします。  
続いて、認定第1号を起立により採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。  
続いて、認定第2号「平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」から認定第14号「平成20年度安芸高田市水道事業決算の認定について」まで、13件に対する一括討論を行います。  
なお、討論は、決算名を指定していただき、お願いいたします。  
本13件に対する反対討論の発言を許します。  
反対討論ありませんか。

(反対討論なし)

○藤井議長 反対討論なしと認めます。  
次に、本13件に対する賛成討論の発言を許します。  
(賛成討論なし)

○藤井議長 賛成討論なしと認めます。  
以上で、本13件に対する討論を終結いたします。  
続いて、本13件を一括して採決いたします。  
本13件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本13件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本13件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第71号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

【安芸高田市高宮青空市・湯の森店】

日程第17 議案第73号 財産の取得について

【雇用促進住宅吉田郡山宿舎】

日程第18 議案第74号 安芸高田市有住宅条例

○藤井議長 続いて、日程第16、議案第71号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」安芸高田市高宮青空市・湯の森店の件から、日程第18、議案第74号「安芸高田市有住宅条例」の件まで、3件を一括して議題といたします。

本3件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 平成21年9月10日付で本委員会に付託されました議案審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託されました議案3件につき、9月18日に本常任委員会を開催いたし、市長、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。審査の概要は、次のとおりです。

付託されました3議案のうち、議案第71号は、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定についての案件です。執行部から、本案は、青空市・湯の森店の指定管理者であった高宮虹の家族村青空市グループの解散に伴い、これにかわる新たな指定管理者をたかみや湯の森運営協会とすることについて、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

審査の中で、委員から施設の健全な運営を考える中で、指定管理者と十分な話し合いを持ったのかとの質疑があり、執行部から、温泉施設たかみや湯の森との相乗効果としての役割も期待をされているとの答弁がありました。

また、JAと行政の連携の内容についての質疑があり、執行部から農家の所得向上のために支援をしていきたいとの答弁でした。

次に、委員から、市は関係せずに直接運営をしてもらったらどうかとの質疑があり、執行部から、市内には第三セクター等たくさんあるが、民間活力で経営ができるのはほとんどないと考えている。行政改革との調和をとって、農業、文化を守るという考えでお金を出資してでも市民のために残していくものは残していきたい。市として今後とも住民の意見を聞きながら、精査をし、当面は市民の動きを大事にしていきたいとの答弁がありました。

討論として、今後の施設の運営については、農業者の所得の向上につ

ながら、また地域の活力になるようなものであるという趣旨の賛成討論がありました。

議案第73号は、財産の取得についての案件です。執行部から、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、現在、独立行政法人、雇用・能力開発機構が管理している雇用促進住宅・吉田郡山宿舎の取得に関する件について、議会の議決を求めるものであり、平成21年度予算成立後、独立行政法人、雇用・能力開発機構と修繕箇所を含め、協議の上合意したものであるとの説明がありました。

議案第74号は、安芸高田市有住宅条例に関する案件です。本市が独立行政法人、雇用・能力開発機構から購入する雇用促進住宅・吉田郡山宿舎を初めとして、今後、雇用促進住宅を購入した場合に、安芸高田市所有の住宅としての位置づけをし、管理していくために必要な事項を定める条例を制定するというものでありました。

なお、雇用促進住宅・吉田郡山宿舎は、今年度中の購入に向けて調整をしているが、現在入居されている方々への説明会を事前に行う必要があります。今回の議会に上程したものであるとの説明がありました。審査の中で、委員からエレベーターの設置についての現段階での概要についての質疑があり、執行部から、エレベーターについては現在設計を委託中であり、吉田郡山宿舎は室内階段となっていることから、3棟目へエレベーターを取りつけ、渡り廊下で各階段をつなぐ計画としているとの説明がありました。

審議を尽くし、討論、採決を行いました結果、付託を受けました3件の議案につきましては、すべて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、報告いたします。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
続いて、議案第71号から議案第74号までの3件に対する一括討論を行います。

なお、討論は、議案番号を指定してお願いいたします。

本3件に対する討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
続いて、本3件を一括して起立により採決いたします。  
本3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本3件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 請願第1号 JR芸備線向原駅・甲立駅の昇降設備を  
設置することについて

○藤井議長 続いて、日程第19 請願第1号「JR芸備線向原駅・甲立駅の昇降設備を設置することについて」の件を議題といたします。

本件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

13番 赤川三郎君。

○赤川議員 総務企画常任委員会から報告いたします。

平成21年9月10日付で本委員会に付託された請願1件の審査の結果を報告いたします。

去る9月の16日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。付託されました請願第1号「JR芸備線向原駅・甲立駅の昇降設備を設置することについて」の案件は、JR芸備線の向原駅と甲立駅において、向原駅には跨線橋のホーム側に、甲立駅には跨線橋の駅舎側とホーム側の両側に昇降設備が設置されていないため、高齢者、障がい者等の利用が非常に困難となっております。利用者が円滑に昇降できるよう、両駅への昇降設備の設置を求める内容でした。

向原、甲立両駅の現地調査を行い、請願の趣旨や内容を十分に理解した上で、慎重に審査した結果、本件は採択することと決しました。以上、報告をいたします。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、請願第1号「JR芸備線向原駅・甲立駅の昇降設備を設置することについて」に対する討論を行います。本件に対する討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

続いて、請願第1号を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 発議第6号 天皇陛下御即位二十年を奉祝する賀詞  
の決議について

○藤井議長 日程第20 発議第6号「天皇陛下御即位二十年を奉祝する賀詞の決議  
について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 発議第6号「天皇陛下御即位二十年を奉祝する賀詞の決議について」  
提案理由の説明をいたします。

天皇陛下には、本年御即位20年という慶賀すべき年をお迎えになりました。この20年を顧みるとき、国内、国外を問わずまことに多事多難な  
歲月でしたが、陛下におかれましては、この間、国と国民統合の象徴と  
して、ひたすら国家・国民の安寧と世界平和をお祈りになり、御心を砕  
いてこられました。平成15年には大病を患われての大手術をなされましたが、術後もそれまでと変わらず煩多な御公務に精励されておられます。私たちは、陛下のこうした御聖徳に感謝の誠をささげるため、天皇陛下  
の御即位20年を奉祝いたしたいと考えます。

同僚議員各位におかれましては、適当なる議決をいただきますようよ  
ろしく願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては、質疑を省略したいと思えます。御異議はあり  
ませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議第6号「天皇陛下御即位二十年を奉祝する賀詞の決議  
について」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 発議第7号 地方自治の継続性を守るための予算執行  
を求める決議について

○藤井議長 日程第21、発議第7号「地方自治の継続性を守るための予算執行を求  
める決議について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

19番 塚本近君。

○塚本議員 発議第7号「地方自治の継続性を守るための予算執行を求める決議について」提案理由の説明を行います。

9月16日の新政権発足により、与党のマニフェストに示された政策・制度への変更が進められることが確実視されております。現在、前政権下において21年度予算及び第1次補正予算が可決成立しておりますが、この予算には地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される基金などの創設等が計上されており、本市においても、この活用を前提に経済危機対策に資する事業を実施すべく、補正予算の議決と執行準備を行っているところです。新政権によって前述の経済対策事業の予算の執行は見直されることになれば、既に関係事業を執行中、あるいは準備が完了し、当該事業の広報、周知が進んでいるものについて、憂慮すべき事態の発生が懸念されます。万一、関係事業を中止せざるを得ない事態になれば、地方自治の混乱を招くだけでなく、地域雇用情勢にも深刻な打撃を与え、経済対策の効果によって、景気底入れから成長に転ずる兆しの出てきた日本経済に悪影響を及ぼしかねないおそれがあります。

上記の状況を考慮し、政府においては政策の見直し、税制の改革、制度の変更にあたっては、21年度予算及び第1次補正予算によって市の進めてきた政策や事業が財政問題で執行に障害を生じることのないよう強く求めるものです。何とぞ議員の皆様には御理解をいただきますようお願い申し、提案理由の説明といたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては、質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議第7号「地方自治の継続性を守るための予算執行を求める決議について」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議員派遣の件について

○藤井議長 日程第22 議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付しておりますとおり決定いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。



んか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 閉会中の継続審査の件について

○藤井議長 日程第23 閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から所管事務につき閉会中の継続調査の申し出が提出されております。本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成21年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前 11時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員